

## 史跡小田原城跡保存活用計画の素案に対する市民意見の募集結果について

### 1 意見募集の概要

政策等の題名	史跡小田原城跡保存活用計画の素案
政策等の案の公表の日	令和2年12月15日（火）
意見提出期間	令和2年12月15日（火）から 令和3年1月13日（水）まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布（市内公共施設、ホームページ）

### 2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数（意見提出者数）	16件（10人）
インターネット	3人
ファクシミリ	5人
郵送	2人
直接持参	0人
無効な意見提出	0人

### 3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	13
C	今後の検討のために参考とするもの	3
D	その他（質問など）	

〈具体的な内容〉

(1) 遺構の範囲に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	地権者に送付された図の灰色部は土塁であるかと思うが、黒色部は何を示しているのか。	B	モノクロ印刷だったため史跡範囲が黒くなったもので、「史跡指定地」となる。

(2) 史跡指定地の保護や管理に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	史跡指定地かつ土砂災害特別警戒区域である崖の崩落防止と樹木伐採について、市文化財課に対応いただきたい。	B	課題として、表に上げており、現状変更手続きの中で対処することとしている。
2	トンネル上部にて、掘削ならびに重量構造物の建設を避けてほしい。	C	現状変更の事前相談で取り扱う。
3	（史跡指定地は）土地の売買制限をかけるほどの価値は無いのではないか。	B	制限はかけてない。所有者の財産権・所有権を尊重している。

(3) 史跡指定地の公有化等に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	史跡指定地の公有化については、史跡指定地外も含める等、土地所有者の希望を加味してほしい。	B	追加指定について書き込んでいる。
2	樹木伐採や排水等の課題により、史跡としての保存管理が難しいため、公有地として市に購入を望む。	B	公有地化のところに買取り希望の相談に応じると記載している。

3	史跡の保存管理は土地所有者の負担が大きいため、積極的に史跡指定地の購入を進めるべきである。 〈同様意見 他1件〉	B	同上
---	---	---	----

(4) 手続きに関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	史跡指定地における個人事業計画があるため、調査・購入等の手続きを迅速に行ってほしい。	B	公有地化のところに買取り希望の相談に応じると記載している。

(5) 活用や整備に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	二の丸広場や天守閣広場は、憩えるよう芝生にした方が良い。	B	より良い整備の在り方を検討していくこととすると記載している。
2	総構は広大であるため範囲を絞り込んで保存・整備するのが現実的である。各地の事例を参考に長期的に検討した方が良い。	B	回遊性メインに活用・整備を進め、より良い整備の在り方を検討していくこととすると記載している。
3	史跡見学のため、史跡周辺道路の環境整備を進めてほしい。 〈同様意見 他1件〉	B	同上

(6) 運営・体制に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	本計画の実行に向けた、庁内の横断的議論と各整備に関する計画が必要である。	B	第9章に記載している。

(7) その他

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	本パブリックコメントの結果公表に際し、事前に連絡がほしい。	C	内部で協議して返答する。
2	史跡整備区域外での開発による景観阻害や、三の丸地区を含めた高度制限解除について検討すべきである。	C	関係部署に連絡する。